

令和7年度熊本県精神保健福祉センター関係会計年度任用職員 (自殺対策専門相談員) 募集案内

1 職 名

熊本県精神保健福祉センター関係会計年度任用職員
(自殺対策専門相談員)

2 業務内容

- (1) 自殺対策にかかわる人材の養成研修、自死遺族支援の補助
- (2) こころの悩みを抱える方への電話対応

3 採用予定人数 1人

4 勤務条件

- (1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員
- (2) 任用期間：令和7年8月19日～令和8年3月31日
※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。
- (3) 勤 務 地：熊本県精神保健福祉センター
- (4) 勤務時間：次のア又はイ
ア 9:00～16:00(週4日)、9:00～15:00(週1日)
※ 1カ月につき20日以内、1週間につき29時間以内
- (5) 休憩時間：12:00～13:00
- (6) 休 日 等：土曜日、日曜日、祝日
- (7) 休 暇 等：年次有給休暇 あり(6カ月間継続勤務した場合)
※ その他の有給休暇(公民権行使等)、無給休暇(保育時間等)あり
- (8) 報 酬 等：ア 報酬日額 6時間勤務：9,522円～10,079円
5時間勤務：7,935円～8,399円
イ 通勤費用 実費相当額を支給
ウ 期末手当 6月期：最大1.25月、12月期：最大1.25月
エ 勤勉手当 6月期：最大1.05月、12月期：最大1.05月
※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。
※2 報酬日額、通勤費用、期末手当及び各種手当に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。
※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額(各種手当に相当する報酬の支給額は除く。)に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。(勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。)
- (9) 社会保険：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
- (10) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (11) 条 件 付 採 用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。ただし、採用後1カ月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(12) 地方公務員法の適用

：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・ 服務の宣誓 ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止 ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務 ・ 政治的行為の制限
- ・ 営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(13) 退職に関する事項：地方公務員法、熊本県職員の懲戒に関する条例及び熊本県職員の分限に関する条例による

5 受験資格

次の（１）、（２）及び（３）の条件を満たしている方。

(1) 次のいずれかの資格を有している方

ア 精神保健福祉士、社会福祉士、保健師、看護師、公認心理師又は臨床心理士の資格を取得している方

イ 心理もしくは保健福祉系の大学院を修了又は修了見込みの方

(2) 普通自動車免許を有し、普通自動車の運転ができる方

(3) パソコンの基本操作（Word、Excel）ができる方

※ 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

(1) 小論文試験 公務員として必要な文章による表現力及び論理性などについて記述式による筆記試験

(2) 人物試験 個別面接による口述試験

7 試験の日程等

(1) 日 時：令和７年７月１８日（金） １３：３０～

(2) 会 場：熊本県精神保健福祉センター

所在地：熊本市東区月出３丁目１－１２０ 電話：０９６－３８６－１２５５

(3) 合格発表：令和７年７月２４日（木）

8 応募方法

- ・ 応募者は、令和７年７月１１日（金）までに、次の書類を熊本県精神保健福祉センターに持参又は郵送してください。

採用試験申込書

上記５（１）の資格を証明するもの（精神保健福祉士、社会福祉士、保健師、看護師、公認心理師又は臨床心理士の資格を証明する書類の写し等）

ハローワークを通じて申し込む場合は、ハローワークの「紹介状」

- ・ 持参の場合、受付時間は平日８：３０～１７：００までです。
- ・ 郵送の場合、必ず特定記録郵便としてください。
- ・ 応募者が４名に達成した場合は、上記期間内でも申し込みを締め切ります。

【提出先・問い合わせ先】

〒８６２－０９２０ 熊本市東区月出３丁目１－１２０

熊本県精神保健福祉センター

電話 ０９６－３８６－１２５５